

法令に該当する可能性のある“化学物質”に関する技術（研究内容）

2020.9.16

番号	該当の可能性のある分野	具体的化学物質	該当の可能性のある研究内容
1	推進薬又はその原料となる物質分野	ヒドラジン、非対称ジメチルヒドラジン、モノメチルヒドラジン、過塩素酸アンモニウム、アルミニウム粉、マグネシウム粉、デカボラン、アセチルフェロセン、フェロセンカルボン酸、1, 1'-フェロセンジカルボン酸	左記化学物質の使用目的が「推進薬」であれば、該当技術に当たる可能性が高い。それ以外の目的であれば非該当である。
2	セラミックの設計、製造に係る分野	アルミニウム、酸化アルミニウム、炭素、チタンのほう化物、けい素、けい素の炭化物／窒化物、ほう素、ほう素の炭化物／窒化物	左記化学物質を「セラミック粉末やセラミック複合材料」の設計、製造のために用いる場合は、該当技術に当たる可能性がある。
3	光学部品の材料又はレーザー発振器用の結晶に係る分野	テルル化カドニウム、硫化亜鉛	左記化学物質を「光検出器やその他光学部品の材料、レーザー発振器用の結晶」のために用いる場合は、該当技術に当たる可能性がある。
4	粉末状の金属燃料分野	アルミニウムの粉、鉄の粉	左記物質を「金属燃料」として使用する場合は、該当技術に当たる可能性がある。
5	重水素又は重水素化合物に係る分野	重水素又は重水素化合物	NMRで重水、重クロロホルム等を溶媒として使用するなど教科書や論文などで書かれていて公知となっている使用方法は、許可が不要である。公知となっていない使用方法は該当技術の可能性が高い。
6	半導体基板に係る分野	シリコン、ゲルマニウム、炭化けい素、ガリウム、インジウム、窒化ガリウム、窒化アルミニウム、窒化アルミニウムガリウム	左記物質を「半導体基板、インゴット、ブール、プリフォーム」の設計、製造に用いる場合は、該当技術に当たる可能性がある。

注1) 該当技術を留学生等の非居住者に提供する際には、経済産業大臣の許可が必要となります。
 該当技術を保持されている可能性のある先生は、事前にご連絡をお願い致します。

注2) 上記物質以外に該当化学物質は多数あります。
 該当化学物質を輸出される場合には、経済産業大臣の許可が必要となりますので、ご連絡をお願い致します。